



神奈川県

KANAGAWA

年齢確認には

顔写真
付きの

証明書が 必要です!!

- 運転免許証
- 学生証(顔写真付き)
- マイナンバーカード
- パスポート など

成年年齢下がっても

お酒と タバコは 20歳から!



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

20歳以上であることが
確認できなければ、
販売いたしません。



令和7年2月に神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則を一部改正しました。
令和7年12月2日から健康保険証は年齢確認の証明書として使用できません。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 ▶



神奈川県青少年課(地域環境グループ) 045-210-3848(直通)

令和8年5月作成